

新潟市の制度を「適用」「統一」などとした各種事務事業調整方針案一覧表

資料2

各市町村の区分について

「適用」：当該市町村においても新潟市の制度を適用する。(新潟市に制度があり、当該市町村に制度がない場合)

「統一」：新潟市の制度に統一する。(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など)

「拡充」：新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げる場合、および、新潟市以外の制度で新市全体として取組むものとした場合。

分野	事業名	新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村	比較表ページ	岩室村比較表	調整案ページ
保健福祉	障害者紙おむつ支給事業	拡充	適用	適用	統一	統一	適用	適用	統一	統一	統一	適用	統一	統一	42	6	2
	高齢者介護予防・生活支援事業		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	74	8	3
住民生活	消防団の体制		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	256	24	4

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
障害者紙おむつ支給事業	新潟市	合併時までに、新たな制度を検討する。	42
障害者紙おむつ支給事業	新津市	新潟市の制度を適用する。	42
障害者紙おむつ支給事業	白根市	新潟市の制度を適用する。	42
障害者紙おむつ支給事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	42
障害者紙おむつ支給事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	42
障害者紙おむつ支給事業	横越町	新潟市の制度を適用する。	42
障害者紙おむつ支給事業	亀田町	新潟市の制度を適用する。	42
障害者紙おむつ支給事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	6
障害者紙おむつ支給事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	42
障害者紙おむつ支給事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	42
障害者紙おむつ支給事業	潟東村	新潟市の制度を適用する。	42
障害者紙おむつ支給事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	42
障害者紙おむつ支給事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	42

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
高齢者介護予防・生活支援事業	新潟市		74
高齢者介護予防・生活支援事業	新津市	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	8
高齢者介護予防・生活支援事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	74
高齢者介護予防・生活支援事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	74

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
消防団の体制	新潟市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	新津市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	白根市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	豊栄市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	小須戸町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	横越町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	亀田町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	岩室村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	24
消防団の体制	西川町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	味方村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	潟東村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	月潟村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256
消防団の体制	中之口村	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	256